

(別記一)

第一条 生休以外ノ休日ニ対シテハ日給五クノ支給スル事ヲ高橋管理

人ニ対シテ引込會社側ニ交渉スル事

第二条 一般休日ノ出勤者ニ対シテハ日給五クノ支給ス

第三条 午後六時終業ヲ六時ニ短縮スル事ニ付テハ會社側ニ於テ黙認ス

第四条 中賃下之日日未出勤ハ高日ノ一職ニ付与スル場合ハ其ノ前日各部

終業ト同時ニ支拂ヲ承認ス

第五条 借傭女工定員ヲ一〇九人トシ出勤者アル場合ハ出勤者ノ日給ヲ出勤者

ニ等分支給ス

第六条 夜勤者三人三分ノ時間勤務者ニ対シテ一人ヲ支給ス

第七条 運搬ユク他部ニ於テ仕事ヲ爲シタル時ハ三分歩増ヲ支給ス

第八条 廻リ予備ニ対シ三分歩増ヲ支給ス